

平成19年9月10日

【照会先】

社会保険庁総務部職員課

課長 眞柴 博司(内線 3521)

上席調査官 小野塚 一幸(内線 3522)

直通：03-3595-2709

社会保険庁職員による横領等事案の追加・再整理について

社会保険庁職員による横領等事案については、去る9月3日に「社会保険庁職員による横領等事案調査結果」を、9月7日にその一部修正について発表したところですが、今般、舛添大臣のご指示により、社会保険庁職員による横領等事案について追加及び再整理しましたので、別添のとおり発表します。

社会保険庁職員による横領等事案（追加・再整理）

項番	処分年月日	横領した公金の種類 (横領金額)	事案の発生時期	被処分者の所属・役職		処分量定	告発年月日等	起訴年月日等	判決 (年月日・量刑)	報道の有無	返済状況	公表、 未公表の別
				行為時	処分時							
1	S38.12.1	年金給付費 (178,000円)	S38.5~38.8	三重県民生部国民年金課 記録係長	津社会保険事務所 保険料課長	免職	(注1) S38.12.13	S39.6.15 不起訴	-	-	S38.12.3 全額返済	未公表
2	S39.4.23	年金給付費 (301,200円)	S38.12~39.2	石川県厚生部国民年金課 一般職員	石川県厚生部国民年金課 一般職員	免職	〔捜査当局に 情報提供 (S39.2.28)〕	〔S39.3.2 全国指名手配〕	-	-	全額返済	(注2) 公表
3	S39.11.17	船員保険料 (3,394,768円)	S37.9~39.8	宮城県民生部保険課 船員保険駐在員	仙台社会保険事務所 社会保険調査官	免職	S39.12.24	S41.11.30	S42.8.5 懲役2年	無し	返済中 〔返済額 1,631,532円〕	(注2) 公表
4	(注3) (S40.1.8)	健康保険給付費 (982,104円)	S37.5~38.3	香川県厚生部保険課 一般職員	-	退職のため 処分できず	(注1) S38.4.1	S38.4.12	S38.12.26 懲役3年 執行猶予4年	無し	S39.3 全額返済	(注2) 公表
5	S44.5.19	健康保険給付費 (78,143円)	S42.9~43.4	沼津社会保険事務所 一般職員	沼津社会保険事務所 一般職員	停職12月	告発していない 〔郵政が告発〕	S44.7.4 不起訴	-	-	S44.5.8 全額返済	未公表
6	S44.9.6	年金給付費 (1,167,100円)	S43.9~44.8	埼玉県民生部国民年金課 一般職員	埼玉県民生部国民年金課 一般職員	免職	S44.8.8	S44.8.29	S44.12.18 懲役3年 執行猶予3年	有り	S44.11.30 全額返済	(注2) 公表
7	S46.12.25	健康保険給付費 (210,320円)	S46.2~46.7	大分社会保険事務所 一般職員	別府社会保険事務所 一般職員	免職	S46.9.6	S46.10.11	S47.4.10 懲役1年 執行猶予3年	有り	S46.9.30 全額返済	(注2) 公表
8	S47.1.14	年金給付費 (569,000円)	S46.10~46.12	福岡県民生部国民年金課 福祉年金第1係主任	福岡県民生部国民年金課 福祉年金第1係主任	免職	告発していない	-	-	-	S47.1.8 全額返済	未公表
9	S49.9.20	返納金 (532,618円)	S47.1~49.4	岐阜社会保険事務所 収納係長	岐阜社会保険事務所 庶務係長	免職	告発していない	-	-	-	S49.8.29 全額返済	未公表
10	S53.2.28	健康保険給付費 (669,695円)	S51.7~52.12	仙台南社会保険事務所 給付専門官	仙台南社会保険事務所 給付専門官	免職	告発していない	-	-	-	未返還	未公表
11	S53.11.16	健康保険給付費 (2,764,928円)	S49.3~52.4 S53.1~53.9	日本橋社会保険事務所 健康保険給付係長 港社会保険事務所 社会保険調査官	港社会保険事務所 社会保険調査官	免職	告発していない	-	-	-	S53.10.21 全額返済	未公表

(注1) 残された書類等から告発されたものと推定される。

(注2) 「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したもの。

(注3) ()内の年月日は監督者処分に係る年月日である。

項番	処分年月日	横領した公金の種類 (横領金額)	事案の発生時期	被処分者の所属・役職		処分量定	告発年月日等	起訴年月日等	判決 (年月日・量刑)	報道の有無	返済状況	公表、 未公表の別
				行為時	処分時							
12	S56. 9. 26	健康保険給付費 (363, 680円)	S56. 7～56. 8	七尾社会保険事務所 一般職員	七尾社会保険事務所 一般職員	免職	(注1) S56. 9. 24	S56. 12. 25 不起訴	—	—	S56. 9. 16 全額返済	(注2) 公表
13	S56. 10. 14	健康保険給付費 (2, 790, 584円)	S55. 9～56. 9	旭川社会保険事務所 一般職員	旭川社会保険事務所 一般職員	免職	S57. 2. 3	S57. 7. 15	S57. 10. 5 懲役1年8月 執行猶予3年	無し (判決文)	S56. 9. 29 全額返済	(注2) 公表
14	S57. 3. 31	特例納付保険料 (121, 060円)	S54. 12	平社会保険事務所 適用係長	平社会保険事務所 船員保険調査官	免職	告発していない	—	—	—	S57. 3. 14 全額返済	未公表
		年金給付費 (4, 815, 569円)	S53. 3～57. 2					—	—	—	S57. 3. 16 全額返済	
		健康保険給付費等 (75, 600円)	S44. 8～45. 3, S54. 9					—	—	—	S57. 3. 16 全額返済	
15	S58. 3. 23	年金給付費 (1, 794, 300円)	S57. 4～57. 11	奈良県民生部国民年金課 一般職員	奈良県民生部国民年金課 一般職員	免職	告発していない	—	—	—	S58. 2. 28 全額返済	未公表
16	S61. 3. 10	年金給付費 (518, 400円)	S60. 7～61. 2	社会保険庁年金保険部 支払第12係長	社会保険庁年金保険部 支払第12係長	免職	告発していない	—	—	—	S61. 2. 17 全額返済	未公表
17	S61. 3. 10	年金給付費 (1, 599, 000円)	S60. 9～60. 12	社会保険庁年金保険部 一般職員	社会保険庁年金保険部 一般職員	免職	告発していない	—	—	—	S61. 2. 25 全額返済	未公表
18	S61. 6. 12	厚生年金保険料等 (214, 540円)	S60. 9～61. 3	八王子社会保険事務所 徴収第2係長	八王子社会保険事務所 徴収第1係長	免職	告発していない	—	—	—	S61. 5. 7 全額返済	未公表
19	(注3) (S62. 3. 31)	年金給付費 (2, 221, 680円)	S60. 11～61. 2	大森社会保険事務所 主任社会保険調査官	—	退職のため 処分できず	〔 捜査当局に 情報提供 (S61. 11. 27) 〕	S62. 3. 25	S62. 5. 14 懲役2年 執行猶予5年	無し (判決文)	S62. 4. 8 全額返済	(注2) 公表
20	S62. 12. 28	年金給付費 (1, 646, 000円)	S62. 8～62. 11	青森県生活福祉部 国民年金課 福祉年金第2係長	青森県生活福祉部 国民年金課 福祉年金第2係長	免職	告発していない	—	—	—	S62. 12. 9 全額返済	未公表
21	H 2. 6. 28	返納金 (294, 332円)	H元. 7～元. 11	社会保険業務センター 一般職員	社会保険業務センター 一般職員	停職2月	告発していない	—	—	—	H 2. 6. 13 全額返済	未公表
22	H 2. 12. 15	国民年金保険料 (368, 840円)	H元. 11～2. 9	唐津社会保険事務所 適用指導官	佐賀社会保険事務所 医療相談官	免職	告発していない	—	—	—	H 2. 11. 26 全額返済	未公表
23	H 4. 7. 7	国民年金保険料 (441, 600円)	H4. 2～4. 4	大月社会保険事務所 適用指導官	大月社会保険事務所 適用指導官	停職12月	告発していない	—	—	—	H 4. 5. 22 全額返済	未公表

(注1) 残された書類等から告発されたものと推定される。

(注2) 「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したものを。

(注3) ()内の年月日は監督者処分に係る年月日である。

項番	処分年月日	横領した公金の種類 (横領金額)	事案の発生時期	被処分者の所属・役職		処分量定	告発年月日等	起訴年月日等	判決 (年月日・量刑)	報道の有無	返済状況	公表、 未公表の別
				行為時	処分時							
24	H 4. 11. 30	健康保険給付費 (960,000円)	H4. 7～4. 8	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所 一般職員	免職	告発していない	—	—	—	H 4. 10. 23 全額返済	未公表
25	H 7. 9. 8	年金給付費 (11,791,764円)	H5. 6～7. 6	墨田社会保険事務所 裁定係長	北社会保険事務所 国民年金調査官	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H11. 1. 22)〕	—	—	—	H 7. 8. 28 全額返済	公表
26	H 8. 6. 5	国民年金保険料 (834,780円)	H7. 3	直方社会保険事務所 国民年金業務課長	福岡県民生部保険指導課 保険施設係長	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H 8. 7. 11)〕	—	—	—	H 8. 4. 23 全額返済	(注2) 公表
27	H 8. 7. 1	船員保険給付費 (5,778,014円)	H6. 7～7. 12	茨城県福祉部保険課 一般職員	土浦社会保険事務所 業務係長	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H11. 10. 26)〕	—	—	—	H 8. 5. 28 全額返済	未公表
28	H 9. 3. 25	国民年金保険料 (4,456,800円)	H8. 5～9. 1	練馬社会保険事務所 国民年金調査官	練馬社会保険事務所 国民年金調査官	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H11. 1. 22)〕	—	—	—	H 9. 1. 27 全額返済	公表
29	H10. 1. 21	健康保険給付費 (8,458,836円)	H9. 2～9. 11	札幌西社会保険事務所 適用・医療給付業務次長	札幌西社会保険事務所 適用・医療給付業務次長	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H10. 2. 23)〕	—	—	—	H 9. 12. 17 全額返済	公表
30	H10. 3. 30	年金給付費 (9,078,188円)	H元. 5～10. 2	社会保険業務センター 主任相談官	社会保険業務センター 主任相談官	免職	〔捜査当局に 情報提供 (H11. 1. 22)〕	—	—	—	H10. 3. 30 全額返済	公表
31	H10. 11. 26	国民年金保険料 (12,661,360円) 年金給付費 (26,447,337円)	H6. 8～8. 6 H8. 8～10. 8	蒲田社会保険事務所 年金専門官	—	行為者行方不明、後 に処分日前の死亡を 確認。処分無効	H10. 12. 28	H11. 6. 18 不起訴	—	—	(注4) H11. 8. 12 債権消滅 返済中 返済額 6,142,644円	公表
32	(注3) (H11. 4. 14)	国民年金保険料 (278,120円)	H8. 8～8. 9	城東社会保険事務所 一般職員	—	退職のため 処分できず (退職金返納済)	H11. 4. 23	H11. 12. 9 不起訴	—	—	H 8. 12. 25 全額返済	公表
33	(注3) (H11. 4. 14)	遺付金 (352,000円)	H6. 2～10. 7	城東社会保険事務所 国民年金業務係長	—	退職のため 処分できず (退職金返納済)	H11. 4. 23	H11. 12. 9 不起訴	—	—	H10. 12. 2 全額返済	公表
34	H11. 4. 14	国民年金保険料 (663,080円)	H10. 8～10. 11	高知東社会保険事務所 国民年金保険料係長	高知県健康福祉部 国民年金課付	免職	H11. 4. 15	H11. 12. 28 不起訴	—	—	H10. 12. 11 全額返済	公表
35	H11. 6. 29	厚生年金保険料等 (545,160円)	H9. 12～11. 3	貝塚社会保険事務所 滞納整理係長	貝塚社会保険事務所 滞納整理係長	免職	H11. 6. 29	H14. 3. 25 不起訴	—	—	H11. 4. 30 全額返済	公表

(注2) 「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したもの。

(注3) ()内の年月日は監督者処分に係る年月日である。

(注4) 行為者が事件発覚直後に死亡、その相続人が相続を放棄したことから債権消滅。

項番	処分年月日	横領した公金の種類 (横領金額)	事案の発生時期	被処分者の所属・役職		処分量定	告発年月日等	起訴年月日等	判決 (年月日・量刑)	報道の有無	返済状況	公表、 未公表の別
				行為時	処分時							
36	H11.12.8	年金給付費 (44,437,389円)	H9.10~11.10	半田社会保険事務所 年金給付係長	半田社会保険事務所 年金給付係長	免職	H11.12.17	H12.12.26	H13.8.22 懲役3年 執行猶予5年	無し (判決文)	H11.12.7 全額返済	公表
37	H13.2.28	健康保険給付費 (543,203円)	H12.12	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所 一般職員	免職	H13.4.11	H13.12.25 不起訴	-	-	H13.2.22 全額返済	公表
38	H14.8.29	国民年金保険料 (2,655,110円)	H14.4~14.7	札幌西社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	札幌西社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	免職	H14.9.3	捜査中	-	-	H14.8.19 全額返済	公表
39	H14.9.26	国民年金保険料 (478,800円)	H14.7~14.8	新発田社会保険事務所 国民年金推進員	新発田社会保険事務所 国民年金推進員	免職	H14.9.26	H14.12.6	H15.2.28 懲役1年6月 執行猶予5年	有り	H15.5.21 全額返済	公表
40	H15.1.30	健康保険任意継続 保険料等 (521,386円)	H14.8~14.11	江戸川社会保険事務所 収納係長	江戸川社会保険事務所 収納係長	免職	H15.1.30	H15.8.11 不起訴	-	-	15.1.14 全額返済	公表
41	H15.2.28	国民年金保険料 (212,800円)	H14.6~14.12	高岡社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	高岡社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	免職	H15.2.28	H16.12.15 不起訴	-	-	H15.2.3 全額返済	公表
42	H15.5.30	国民年金保険料 (172,900円)	H15.2~15.3	八代社会保険事務所 国民年金業務第2課長	八代社会保険事務所 業務第2課長	免職	H15.5.30	H15.9.12 不起訴	-	-	H15.5.13 全額返済	公表
43	H15.8.14	厚生年金保険料等 (312,486円)	H14.8~15.7	江東社会保険事務所 一般職員	江東社会保険事務所 一般職員	免職	H15.8.14	H16.5.24 不起訴	-	-	H15.7.25 全額返済	公表
44	H15.11.18	年金給付費 (358,500円)	H12.10~13.6	下関社会保険事務所 国民年金調査官	下関社会保険事務所 主任国民年金調査官	免職	H13.11.22	H15.10.22	H15.12.10 懲役1年6月 執行猶予3年	有り	H15.10.7 全額返済	公表
45	H15.12.8	国民年金保険料 (159,600円)	H15.3	新庄社会保険事務所 国民年金業務課長	新庄社会保険事務所 システム運用管理官	免職	H15.12.8	H15.12.25 不起訴	-	-	H15.12.3 全額返済	公表
46	H17.6.3	厚生年金保険料等 (790,675円)	H16.10~17.5	水戸北社会保険事務所 主任社会保険調査官 日立社会保険事務所 徴収課長	日立社会保険事務所 徴収課長	免職	H19.7.31	捜査中	-	-	H17.7.5 全額返済	公表
47	H17.6.3	厚生年金保険料等 (3,983,005円)	H16.8~17.3	浜松東社会保険事務所 徴収課長	静岡社会保険事務局 年金課 国民年金2係長	免職	H17.11.25	H17.12.16	H18.2.3 懲役1年4月	有り	H17.6.13 全額返済	公表
48	H18.2.21	国民年金保険料 (540,040円)	H17.12~18.2	愛媛社会保険事務局松山 東社会保険事務室 業務第2係長	愛媛社会保険事務局松山 東社会保険事務室 業務第2係長	免職	H18.2.22	H19.3.27 不起訴	-	-	H18.2.4 全額返済	公表

項番	処分年月日	横領した公金の種類 (横領金額)	事案の発生時期	被処分者の所属・役職		処分量定	告発年月日等	起訴年月日等	判決 (年月日・量刑)	報道の有無	返済状況	公表、 未公表の別
				行為時	処分時							
49	H18. 8. 31	国民年金保険料 (1,905,380円)	H18. 6	長野社会保険事務局長野 南社会保険事務室 保険料係長	長野社会保険事務局長野 南社会保険事務室 保険料係長	免職	H18. 8. 31	H18. 9. 20	H18. 10. 31 懲役1年6月 執行猶予3年	有り	H18. 8. 10 全額返済	公表
50	(注3) (H19. 1. 30)	国民年金保険料 (1,005,900円)	H18. 1~18. 5	小倉南社会保険事務所 保険料係長	-	退職のため処分でき ず(退職金返納に向 けて要請中)	H18. 12. 11	捜査中	-	-	H19. 8. 30 全額返済	公表
事案件数50件		168,495,674円	-	-	-	免職 41件 停職 3件 処分できず 5件 処分無効 1件	告発有 27件 告発無 15件 捜査当局に 情報提供 8件	起訴 11件 不起訴 15件 捜査中 3件	判決有り 11件 (執行猶予無し 2件) (執行猶予付き 9件)	有り 6件 無し 5件	全額返済 47件 返済中(注4) 2件 債権消滅 1件 未返還 1件	公表 24件 公表(注2) 9件 未公表 17件

(注2)「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したもの。

(注3) ()内の年月日は監督者処分に係る年月日である。

(注4)事案番号31については、年金保険料について行為者死亡のため未返還、年金給付については不正受給者から返還のため、1事案で2件のカウントとなっている。

年金保険料に係る横領等の状況

- 合計：22件
- 被害額合計：33,652,267円
- 被害者数合計：被保険者 378名
：事業所 40事業所

○処分の状況：免職18名、停職1名(注5)

(注5)処分の状況については、行為者行方不明、後に処分日前の死亡を確認し、処分無効となった事案が1件、行為者が既に退職していたため処分できなかった事案が2件ある。

年金給付金に係る横領等の状況

- 合計：13件
- 被害額合計：106,923,427円
- 被害者数合計：受給権者 14名

○処分の状況：免職12名(注6)

(注6)処分の状況については、行為者が既に退職していたため処分できなかった事案が1件ある。

その他の給付金等に係る横領等の状況

- 合計：15件
- 被害額合計：27,919,980円(注7)
- 被害者数合計：被保険者等 53名
：事業所 1事業所
- 処分の状況：免職11名、停職2名(注8)

(注7)厚生年金保険料と併せて健康保険料・児童手当
拠出金を横領した金額を含む。

(注8)処分の状況については、行為者が既に退職して
いたため処分できなかった事案が2件ある。

◎平成7年9月以降の事案については、下関社会保険事務所の事案を除き、会計検査院への報告を行っている。
ただし、それ以前については、書類が現存していないため、確認ができない。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
1	三重県民生部国民年金課記録係長	津社会保険事務所保険料課長	三重県民生部国民年金課記録係長であった被処分者は、昭和38年5月10日から昭和38年8月6日の間に、記録係に保管中の国民年金証書を窃取しこれを偽造し、三重県津郵便局外4局から合計11件総額178,000円の福祉年金を詐取した。
2	石川県厚生部国民年金課一般職員	石川県厚生部国民年金課一般職員	石川県厚生部国民年金課職員であった被処分者は、昭和38年12月4日から昭和39年2月24日までの間に、妻の母親の治療費にあてるため、失権等により社会保険事務所に返送された国民年金証書を窃取しこれを改ざん、金沢県内の5つの郵便局から福祉年金総額301,200円を詐取した。
3	宮城県民生部保険課船員保険駐在員	仙台社会保険事務所社会保険調査官	宮城県民生部保険課船員保険駐在員であった被処分者は、昭和37年9月1日から昭和39年8月31日までの在任期間中、家電の購入費や遊興費にあてるため、船舶所有事業主及び船舶所有者から私製の領収書を発行することにより、合計27件総額3,394,768円の船員保険料を受領し、これを国庫に払い込むことなく横領した。
4	香川県厚生部保険課一般職員	-	香川県厚生部保険課職員であった行為者は、小遣銭に困っていたため、昭和37年5月から、管内適用事業所職員と共謀して、傷病手当金請求書を偽造し、昭和37年6月8日から昭和38年3月5日までの間に、健康保険傷病手当金計42件に係る総額982,104円を詐取した。
5	沼津社会保険事務所一般職員	沼津社会保険事務所一般職員	沼津社会保険事務所徴収課職員であった被処分者は、昭和42年9月下旬頃から昭和43年4月中旬までの間に、4回にわたり郵政官署から返送されてきた傷病手当金等の国庫金送金通知書5通、券面金額計78,143円を窃取し、金融機関で現金化しこれを詐取した。
6	埼玉県民生部国民年金課一般職員	埼玉県民生部国民年金課一般職員	埼玉県民生部国民年金課記録係職員であった被処分者は、昭和43年9月下旬から昭和44年8月4日までの間に、社会保険事務所に保管されている国民年金証書を詐取しこれを架空名義の国民年金証書に偽造し、埼玉県内の郵便局から2回にわたり、福祉年金81,600円を詐取した。その後余罪が判明し詐取した金額は総額1,167,100円となった。
7	大分社会保険事務所一般職員	別府社会保険事務所一般職員	大分社会保険事務所業務第一課職員であった被処分者は、昭和46年2月9日から昭和46年7月5日までの間に3件の健康保険出産手当金及び分娩費の請求書を偽造し、決定した当該手当金等に係る国庫金送金通知書を現金化し、総額210,320円を詐取した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
8	福岡県民生部国民年金課 福祉年金第1係主任	福岡県民生部国民年金課 福祉年金第1係主任	福岡県民生部国民年金課福祉年金第一係主任であった被処分者は、昭和46年10月初旬から昭和46年12月23日までの間に、未使用の国民年金証書7冊を窃取、このうち5冊を偽造し、これにより福祉年金総額569,000円を詐取した。
9	岐阜社会保険事務所 収納係長	岐阜社会保険事務所 庶務係長	岐阜社会保険事務所徴収課収納係長であった被処分者は、昭和47年1月5日から昭和49年4月30日までの間に、岐阜社会保険事務所の窓口で納付された債務者からの返納金等39件について、母親の病気療養のための治療費や生活費にあてるため、①正しい領収証書を発行せず罫紙で作成した仮領収証書を発行する、②現金が郵送されたものについて領収証書を発行しない、③正しい領収証書を発行するが内部事務処理においては金額を少なく報告する、等の手口により、総額532,618円を横領した。
10	仙台南社会保険事務所 給付専門官	仙台南社会保険事務所 給付専門官	仙台南社会保険事務所の給付専門官であった被処分者は、昭和51年7月5日から昭和52年12月9日までの間に、知人女性との遊興費用にあてるため、当該知人女性と同姓同名の被保険者の記号番号を使用した請求書や、この女性を受取の代理人とする請求書を偽造し、健康保険高額療養費3件、被保険者分娩費・育児手当金1件の計4件をこの女性の預金口座に振り込ませ、総額669,695円を詐取した。
11	日本橋社会保険事務所 健康保険給付係長 港社会保険事務所 社会保険調査官	港社会保険事務所 社会保険調査官	被処分者は、日本橋社会保険事務所健康保険給付係長の職にあった昭和49年3月28日から昭和52年4月11日までの間に7回、港社会保険事務所社会保険調査官の職にあった昭和53年1月23日から昭和53年9月29日までの2回、計9回にわたり、自らの酒代等にあてるため、全喪事業所の被保険者名簿から分娩年令相応の者を選び、その者の名義で預金口座を開設の上で請求書を偽造する手口により、健康保険分娩費・育児手当金9件、出産手当金9件の計18件、総額2,764,928円を詐取した。
12	七尾社会保険事務所 一般職員	七尾社会保険事務所 一般職員	七尾社会保険事務所徴収課職員であった被処分者は、賭事で負った借金30数万円を返済するため、昭和56年7月7日、汚損したと偽り産婦人科医院から入手した第三者の出産証明を変造等を行うなどして偽造した架空名義の健康保険分娩費・育児手当金及び出産手当金の請求書を七尾社会保険事務所に提出し、昭和56年8月5日、自ら開設した架空名義の預金口座にこれらの給付金を振り込ませ、総額363,680円を詐取した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
13	旭川社会保険事務所 一般職員	旭川社会保険事務所 一般職員	旭川社会保険事務所業務第一課の職員であった被処分者は、昭和55年9月30日から昭和56年9月16日までの間、8回にわたり、遊興費や競馬の資金にあてるため、すでに資格喪失している被保険者の事業所記号番号を使い架空の被保険者を仕立て、また、架空の医療機関のゴム印及び医師印を作成し架空の分娩証明を行った上で請求書を偽造し、あらかじめ開設した預金口座に振り込ませるという手口により、健康保険分娩費・育児手当金8件、出産手当金8件の合計16件、総額2,790,584円を詐取した。
14	平社会保険事務所 適用係長	平社会保険事務所 船員保険調査官	平社会保険事務所適用係長であった被処分者は、昭和54年12月、自己の借金返済にあてるため、国民年金の特例納付に係る保険料121,060円を年金相談来訪者から預かり、国庫に払い込むことなく横領した。また、昭和53年3月から6月までの間、死亡した者の妻の名を使用し、厚生年金保険遺族年金の受給資格を捏造する等して裁定請求し、昭和53年6月から昭和57年2月までの間に、同年金2件、4,815,569円を詐取した。このほか、54年9月、健康保険任意継続被保険者である相談者から現金20,000円を受け取り、不正に健康保険の任意継続被保険者の資格取得処理を行い、同額を詐取した。さらに、昭和44年8月、不正に自分の妻を健康保険の被保険者に仕立てて、昭和45年2月から3月にかけて分娩給付費請求書を偽造し、55,600円を詐取した。
15	奈良県民生部国民年金課 一般職員	奈良県民生部国民年金課 一般職員	奈良県民生部国民年金課裁定第一係職員であった被処分者は、昭和57年4月12日から昭和57年11月12日までの間、自らの過失により起こした交通事故による自家用車修理代の金策に困り、福祉年金受給権者の死亡届に添付される等して提出された国民年金証書計11冊について、本来行うべき無効処理をせず、自分が支払記録事務を担当している市町村への住所変更及び支払郵便局変更を無断で行い、さらに印鑑を購入し印鑑変更の手続きを行った上で、計13回にわたり、これらの国民年金証書と印鑑を郵便局に持参して福祉年金給付費を受け取り、総額1,794,300円を詐取した。
16	社会保険庁年金保険部 支払第12係長	社会保険庁年金保険部 支払第12係長	社会保険庁年金保険部支払第十二係長であった被処分者は、昭和60年7月5日から昭和61年2月5日までの間、金に困り、死亡した受給者のデータを不正に利用し、3回にわたりVDT装置から架空の未支給年金の支払データを入力し、あらかじめ開設しておいた他人名義の銀行口座へ送金させ、518,400円を詐取した。
17	社会保険庁年金保険部 一般職員	社会保険庁年金保険部 一般職員	社会保険庁年金保険部の職員であった被処分者は、昭和60年9月10日から昭和60年12月3日までの間、金に困り、死亡した受給者のデータを不正に利用し、2回にわたり、VDT装置から架空の未支給年金の支払データを入力し、あらかじめ開設しておいた他人名義の銀行口座へ送金させ、1,599,000円を詐取した。
18	八王子社会保険事務所 徴収第2係長	八王子社会保険事務所 徴収第1係長	八王子社会保険事務所徴収課徴収第2係長であった被処分者は、昭和60年9月7日から昭和61年3月7日までの間、6回にわたり事業所から徴収した厚生年金保険料等214,540円を費消目的のため、国庫に払い込むことなく、これを横領した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
19	大森社会保険事務所 主任社会保険調査官	—	大森社会保険事務所主任社会保険調査官であった行為者は、自己の借金の返済に充てるため、昭和60年11月16日から同年12月9日の間に、大森社会保険事務所の窓口装置で年金給付原簿記録を照会し、これにより得た情報をもとに同年12月24日から同月30日の間に、実在する5名の厚生年金受給者にかかる住所支払機関変更届を偽造・提出し、このうち4件（他の1件は書類不備により未遂）総額2,221,680円について、昭和61年2月1日あらかじめ開設した架空の預金口座に厚生年金を振り込ませ詐取した。
20	青森県生活福祉部 国民年金課 福祉年金第2係長	青森県生活福祉部 国民年金課 福祉年金第2係長	青森県生活福祉部国民年金課福祉年金第2係長であった被処分者は、昭和62年8月13日から同年11月9日までの間、借金返済や競輪に使う現金欲しさに、国民年金課に失権届と一緒に返付された国民年金証書を窃取をして、住所及び支払局を偽造し、郵便局から不正に引き出すことにより、福祉年金給付費7件総額1,646,000円を詐取した。
21	社会保険業務センター 一般職員	社会保険業務センター 一般職員	社会保険業務センター業務管理課職員であった被処分者は、平成元年7月12日から同年11月1日の間、自己の借金の返済に充てるため、債務者から送金のあった加給年金額に係る過払金等の返納金4件、総額294,332円を国庫に払い込むことなく横領した。
22	唐津社会保険事務所 適用指導官	佐賀社会保険事務所 医療相談官	唐津社会保険事務所適用指導官(国民年金保険料課付)であった被処分者は、平成元年11月6日から平成2年9月3日までの間、女性に対する資金援助や借金の返済にあてるため、国民年金保険料現金領収書を改ざんし、8名の被保険者から納付のあった国民年金保険料368,840円を国庫に払い込むことなく、これを横領した。
23	大月社会保険事務所 適用指導官	大月社会保険事務所 適用指導官	大月社会保険事務所適用指導官であった被処分者は、平成4年2月20日から同年4月22日の間、自己の借金の返済に充てるため、大月市等で行った納入督促などにおいて、被保険者から納付のあった国民年金保険料5件、総額441,600円を国庫に払い込むことなく横領した。
24	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所健康保険給付第1係員であった被処分者は、平成4年7月21日から同年8月26日までの間、カードの支払や遊興費にあてるため、健康保険分娩給付費の請求書を偽造し、国庫金送金通知書により郵便局で現金化、または、被保険者と同姓の友人から譲り受けた銀行口座に振り込むことにより、総額960,000円を詐取した。
25	墨田社会保険事務所 裁定係長	北社会保険事務所 国民年金調査官	墨田社会保険事務所裁定係長であった被処分者は、平成5年6月4日から平成7年6月15日の間、自己の借金の返済に充てるため、墨田社会保険事務所の窓口装置で、架空の国民年金障害基礎年金受給者原簿を作成し、自ら開設した受給者名義の金融機関口座に、障害基礎年金総額11,791,764円を振り込ませ、これを詐取した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
26	直方社会保険事務所 国民年金業務課長	福岡県民生部保険指導課 保険施設係長	直方社会保険事務所国民年金業務課長であった被処分者は、平成7年3月28日、飲食代の借金の返済にあてるため、国民年金保険料現金領収書を改ざんすることにより、被保険者が納付した国民年金追納保険料834,780円を国庫に払い込むことなく、これを横領した。
27	茨城県福祉部保険課 一般職員	土浦社会保険事務所 業務係長	茨城県福祉部保険課会計係員であった被処分者は、平成6年7月8日から平成7年12月22日までの間、仕事上によるストレスなどから気分がむしゃくしゃしていたため周囲の人を困らせてやろうと思い、船員保険傷病手当金等の請求書をねつ造し、また国庫金振込明細表を不正に作成して、6回にわたり船員保険傷病手当金及び家族葬祭料総額5,778,014円を友人名義の口座に振り込み、友人から預かっていたキャッシュカードでこれを引き出し詐取した。
28	練馬社会保険事務所 国民年金調査官	練馬社会保険事務所 国民年金調査官	練馬社会保険事務所国民年金調査官であった被処分者は、平成8年5月27日から平成9年1月13日までの間、本人が過去に起こした交通事故の示談金や妻の借金の返済等で消費者金融業者を始めとする総額1,000万円の借金の返済に困り、29回にわたり、現金領収した国民年金保険料について、領収書、現金出納簿上の領収金額は正しい額を記載し、日銀に払い込む現金払込書には少ない金額を記入することにより、その差額分計4,456,800円を国庫に払い込むことなく横領した。
29	札幌西社会保険事務所 適用・医療給付業務次長	札幌西社会保険事務所 適用・医療給付業務次長	札幌西社会保険事務所適用・医療給付業務次長であった被処分者は、平成9年2月20日から同年11月28日までの間、高額療養費未請求の診療報酬明細書を管理する職務に就き、毎月時効となる診療報酬明細書を決裁するうちに、この未請求の高額療養費を詐取できないかと漫然と考えるようになり、小遣い欲しさから、時効寸前の未請求の高額レセプトから対象者を選び、被保険者本人から高額療養費の支給申請がなされたかのごとく高額療養費支給申請書を捏造し、知人のスナック経営者を受領代理人として、延べ18件、総額8,458,836円の高額療養費を詐取した。
30	社会保険業務センター 主任相談官	社会保険業務センター 主任相談官	社会保険業務センター主任相談官であった被処分者は、平成元年5月18日から平成10年2月3日の間に、被保険者に無断で老齢年金の裁定請求を行い、延べ支払回数51回、総額9,078,188円を自ら開設した郵便局口座等に振り込ませるなどしてこれを詐取した。
31	蒲田社会保険事務所 年金専門官		蒲田社会保険事務所年金専門官であった行為者は、分任収入官吏として保険料収入を行っていた平成6年8月31日から平成8年6月28日までの間、被保険者に交付する領収証書を改ざんし、当該領収した国民年金保険料133件、総額12,661,360円を国庫に払い込むことなく横領した。 また、平成8年8月20日から平成10年8月21日までの間、国民年金被保険者の納付記録を改ざんする見返りとして、同被保険者から金員を受領し、もって、19名の国民年金保険料納付記録の改ざんを行い、総額26,447,337円の老齢基礎年金等を不当に支給した。 なお、行為者に対しては平成10年11月2日付けで免職処分を行い、本人行方不明のため、その旨を官報掲載した。しかしながら、後日、処分日前の死亡が確認されたため、当該処分は無効となっている。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
32	城東社会保険事務所 一般職員	—	城東社会保険事務所国民年金業務課職員であった行為者は、平成8年8月中頃、女性問題で金が必要となったため、社会保険事務所庶務課金庫に保管されていた国民年金保険料現金領収証書未使用分を持ち出し、同年8月26日と9月10日に納付のあった保険料5件、総額278,120円を国庫に払い込むことなく横領した。
33	城東社会保険事務所 国民年金業務係長	—	城東社会保険事務所国民年金業務係長であった行為者は、平成6年2月10日から平成10年7月9日の間、住宅ローンの返済等に充てるため、社会保険事務所の窓口装置で、被保険者の国民年金保険料納付記録を改ざんし、不正入力を行い過誤納金352,000円を発生させ、これを横領した。また、別の被保険者の記録の不正入力を行い、年金を不正に支給しようとしたが未遂に終わった。
34	高知東社会保険事務所 国民年金保険料係長	高知県健康福祉部 国民年金課付	高知東社会保険事務所国民年金保険料係長であった被処分者は、平成10年8月11日から同年11月27日までの間、自らが消費者金融業者から借り入れた借金の返済に困り、被保険者から納付のあった国民年金保険料合計5件、総額663,080円を国庫に払い込むことなく横領した。
35	貝塚社会保険事務所 滞納整理係長	貝塚社会保険事務所 滞納整理係長	貝塚社会保険事務所滞納整理係長であった被処分者は、平成9年12月5日から平成11年3月23日までの間、自己の借金の返済に充てるため、4事業所から19回にわたり領収した厚生年金保険料等861,980円のうち、14回分545,160円を国庫に払い込むことなく横領した。
36	半田社会保険事務所 年金給付係長	半田社会保険事務所 年金給付係長	半田社会保険事務所年金給付係長であった被処分者は、平成9年10月13日から平成11年10月19日の間、自分が病気であることから家族の将来のことを思い、社会保険事務所の窓口装置で、架空の人物などの被保険者記録を不正に作成等するとともに、裁定請求書を偽造し、自ら開設した金融機関の口座に厚生年金老齢年金等総額44,437,389円を振り込ませ、これを詐取した。
37	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所 一般職員	玉出社会保険事務所総務課会計係員であった被処分者は、平成12年12月21日、自己の借金の返済に充てるため、保険給付金（柔道整復施術療養費）支払いのための国庫金振込明細票を、日本銀行に持ち込む際、自己の口座に振り込まれるように手作業で改ざんした国庫金振込明細票とこれを差し替え、翌22日に、健康保険療養費総額543,203円を詐取した。
38	札幌西社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	札幌西社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	札幌西社会保険事務所国民年金保険料収納指導員であった被処分者は、平成14年4月4日から同年7月23日までの間、自己の借金の返済に充てるため、職務として現金を領収することができないにも拘わらず、国民年金被保険者34名から納付のあった国民年金保険料を偽造した領収書により現金領取し、同保険料総額2,655,110円を国庫に払い込むことなく横領した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
39	新発田社会保険事務所 国民年金推進員	新発田社会保険事務所 国民年金推進員	新発田社会保険事務所国民年金推進員であった被処分者は、新発田市内で平成14年7月31日から同年8月15日までの間に行った国民年金保険料戸別徴収において、国民年金被保険者から納付のあった国民年金保険料を自己の借金返済のため、偽造した現金領収書により現金領収し、合計14名から総額478,800円の保険料を国庫に払い込むことなく横領した。
40	江戸川社会保険事務所 収納係長	江戸川社会保険事務所 収納係長	江戸川社会保険事務所徴収課収納係長であった被処分者は、平成14年8月27日から同年11月28日までの間、江戸川社会保険事務所窓口にて健康保険任意継続被保険者から納付された健康保険料6件、計421,386円及び社会保険適用事業所より納入された健康保険料100,000円について、現金領収証書を被保険者及び事業所へ交付後、領収済通知書及び領収控を隠蔽し、国庫に払い込むことなく総額521,386円を住宅ローンの返済にあてるため横領した。
41	高岡社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	高岡社会保険事務所 国民年金保険料収納指導員	高岡社会保険事務所国民年金保険料収納指導員であった被処分者は、小遣い欲しさから、職務として現金を収納することができないにもかかわらず、平成14年6月21日から同年12月28日までの間に、氷見市及び新湊市において国民年金被保険者2名から、延べ5回にわたり納付された国民年金保険料を偽造した領収書により現金領収し、国庫に払い込むことなく総額212,800円を横領した。
42	八代社会保険事務所 国民年金業務第2課長	八代社会保険事務所 業務第2課長	八代社会保険事務所国民年金業務第2課長であった被処分者は、平成15年2月17日、同年3月3日及び3月10日に、同事務所の国民年金保険料収納指導員が国民年金被保険者から預かった12名分の国民年金保険料280,500円を受領したが、そのうち6名分総額172,900円について、国庫に払い込むことなく横領した。
43	江東社会保険事務所 一般職員	江東社会保険事務所 一般職員	江東社会保険事務所徴収課係員であった被処分者は、平成14年8月29日から平成15年7月23日までの間、社会保険適用事業所に臨場して4事業所から厚生年金保険料等を現金領収したが、自己の借金返済のため、それを国庫に払い込むことなく同保険料総額312,486円を横領した。
44	下関社会保険事務所 国民年金調査官	下関社会保険事務所 主任国民年金調査官	下関社会保険事務所国民年金調査官であった被処分者は、知人（年金受給に必要な被保険者期間が不足している者）と共謀し、平成12年10月5日、知人の氏名と同音の者の被保険者記録のうち生年月日を不正に訂正し、平成13年3月9日知人の住所地を所管する福井社会保険事務局敦賀事務所に老齢厚生年金を請求し、同年6月15日、知人の口座に厚生年金358,500円を振り込ませ詐取した。
45	新庄社会保険事務所 国民年金業務課長	新庄社会保険事務所 システム運用管理官	新庄社会保険事務所国民年金業務課長であった被処分者は、平成15年3月5日、消費者金融等からの借入金の返済に充てるため、国民年金保険料の領収証書を不正に改ざんし、窓口で収納した12ヶ月分の国民年金保険料総額159,600円を国庫に払い込むことなく横領した。

社会保険庁職員による横領等事案の内容

項番	被処分者の所属・役職		事案の内容
	行為時	処分時	
46	水戸北社会保険事務所 主任社会保険調査官 日立社会保険事務所 徴収課長	日立社会保険事務所 徴収課長	水戸北社会保険事務所主任社会保険調査官であった被処分者は、平成16年10月29日から平成17年2月28日までの間、自己の借入金の返済に充てるため、厚生年金保険料等の領収証書を不正に入手・使用し、5回にわたり計3事業所から収納した厚生年金保険料等合計426,675円を国庫に払い込むことなく横領した。 また、日立社会保険事務所徴収課長となった被処分者は、平成17年5月25日、不正入手した厚生年金保険料等の領収証書を使用し、事業所から収納した厚生年金保険料等の延滞金相当額364,000円を国庫に払い込むことなく横領した。
47	浜松東社会保険事務所 徴収課長	静岡社会保険事務局 年金課 国民年金2係長	浜松東社会保険事務所徴収課長であった被処分者は、平成16年8月5日から平成17年3月7日までの間、自己の借入金の返済に充てるため健康保険料等の領収証書を改ざんし、6回にわたり2事業所から自らが領収した健康保険料等計3,983,005円を、国庫に払い込むことなく横領した。
48	愛媛社会保険事務局 松山東社会保険事務室 業務第2係長	愛媛社会保険事務局 松山東社会保険事務室 業務第2係長	愛媛社会保険事務局松山東社会保険事務室国民年金課業務第2係長であった被処分者は、自己の借入金の返済に充てる目的で、国民年金被保険者が平成17年12月22日、27日及び28日に窓口納付した保険料420,040円を国庫に払い込むことなく横領した。 また、被処分者は、その行為が発覚した平成18年2月2日、当日窓口領収された国民年金保険料が保管されていた手提げ金庫より現金120,000円を逃走資金として窃取した。
49	長野社会保険事務局 長野南社会保険事務室 保険料係長	長野社会保険事務局 長野南社会保険事務室 保険料係長	長野社会保険事務局長野南社会保険事務室保険料係長であった被処分者は、自己の借金返済に充てるため、平成18年6月12日から同月30日までの間、自らが担当する窓口において領収した保険料に係る決裁を上司に回さないことにより不正行為を隠蔽し、社会保険事務所の窓口において自ら現金領収した国民年金保険料、23名分、総額1,905,380円を国庫に払い込むことなく横領した。
50	小倉南社会保険事務所 保険料係長	—	小倉南社会保険事務所保険料係長であった被処分者は、自己の借金返済に充てるため、平成18年2月1日から同年5月15日までの間に、7名の国民年金被保険者宅を訪問し、同年1月中旬頃に事務所内の金庫から盗み出した現金領収証書を使用して国民年金保険料を現金領収し、もって、同保険料7名分、総額1,005,900円を国庫に払い込むことなく横領した。

社会保険庁職員による横領等事案調査結果(集計表)

	処 分			刑事事件としての扱い(告発等)						公 表			返済状況		
	免 職	停 職	退職・死亡で 処分出来ず	告 発		起 訴	判 決	判決に係る報道		庁が公表	マスコミ報道	未公表	返済済	返済中	未返済
				有	無			有	無						
平成9年度以前	25	3	2	7	23	6	6	2	4	4	9	17	28	1	1
平成10年度以降	16	0	4 (1) 〔注1〕	20	0	5	5	4	1	20	0	0	19	1 〔注2〕	1 〔注2〕
合 計	41	3	6	27	23	11	11	6	5	24	9	17	47	2	2

(注1) 処分日前に死亡していたため処分できなかった者である。

(注2) 事案項番31については、年金保険料について行為者死亡のため未返還、年金給付については不正受給者からの返還中のため、1事案で2件のカウントとなっている。

福井社会保険事務所賃金職員による健康保険任意継続
被保険者にかかる保険料の横領事案について

1. 概要

外部から、福井社会保険事務所で公になっていない保険料の横領事案があるとの情報提供があり、調査したところ、平成13年度において健康保険任意継続被保険者にかかる保険料（以下、「任継保険料」という。）の横領事案が発生していたことが判明した。

当該事案については、本庁に報告されず、処分も公表も行われていなかった。

2. 横領した保険料

平成13年9月納付の前納任継保険料5名分

（3名については6ヶ月分、2名については5ヶ月分）

金額合計768,111円

3. 行為者

賃金職員（退職済み）

4. 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成13年9月に窓口で納付に訪れた被保険者5名分の前納任継保険料計768,111円について、納付者に領収証を渡し、領収した現金については、職員への受け渡しをせずそのまま横領したものである。

任継被保険者については、保険料を滞納した時点で、被保険者資格を喪失し本人に通知されるため、行為者は、発覚を防ぐために、5名の被保険者について、その後、被保険者名義で毎月の保険料を納付していた。しかしながら、平成14年1月分保険料が納付できなかったため、同年1月15日頃、5名の者を含む「任継資格喪失通知書」が出されることとなった。これを受けて、行為者は、親戚の者であり、保険料も預かっているため資格喪失にしないで欲しいと申し出た。しかしながら、通常ありえないケースであり、行為者に対して事情聴取したところ、任継保険料を横領していたことを認めた。

5. 弁済の事実

未納付であった5名の1月分から3月分までの任継保険料については、行為者が弁済した。

6. 本庁への報告

平成14年1月の横領発覚時においては、

- ・行為者が全額返還することについて了承していること
- ・被保険者に対して、迷惑がかかっていないこと
- ・行為者から辞職願が提出されていること

等から、福井社会保険事務所長の判断で本庁への報告及び公表を差控えた。

7. 今後の処分

行為者については、すでに退職していることから、処分はできない。

当時の監督者の立場にあった職員に対しては、事情聴取等を行った上、厳正な処分を行う予定である。

社会保険庁職員による年金保険料等の横領事案の確認調査の中間取りまとめ(速報値)

社会保険庁

去る9月3日に公表した「社会保険庁職員による横領等事案の調査結果」にかかる、全国の社会保険事務局・社会保険事務所の幹部及び幹部であった者に対する確認調査について、中間取りまとめ(暫定的な速報値)を行った結果は以下の通りである。

なお、この中間取りまとめは、各社会保険事務局から送付のあった「調査回答集計表」を基に集計を行ったものであり、

- ① 現在、各社会保険事務局においては引き続き「調査票の回収」、「調査票が未着の者に対する調査」等を行っており、その結果を待つて数値を確定する必要があること
- ② 今後、各社会保険事務局から送付される、回答者個人ごとの「調査票」の内容を確認する必要があること。等から、速報値が修正される可能性がある

【全国計】

9月20日 19:00 現在

9月3日に公表された事案以外について承知している事案があるか						事務局又は事務所において、本庁に報告されていないもの、処分協議が行われていない事案があるか。	
現職者(720名に調査中)			退職者(3994名に調査中)				
① 承知している ものがある	② 承知している ものがない	③ 調査中(回答未 着、住所不明)	① 承知している ものがある	② 承知している ものがない	③ 調査中(回答未 着、住所不明)	1局	47局 (社会保険業務セン ターを含む)
14名	702名	4名	3名	3695名	296名		
①の内訳(社会保険事務局) 福 井 5名(同事案のため案件は1件) 鳥 取 9名(同事案のため案件は1件)			①の内訳(社会保険事務局) 福 井 3名(同事案のため案件は1件)			福井社会保険事務局 (福井社会保険事務所)	
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の事案については、現在「処分」の手続き中。 ・福井の事案については、9月20日に公表済み。 							

※ 今回の調査対象者は、(1) 社会保険事務局長又は同職にあった者、(2)平成12年3月以前における、都道府県民生主管部(局)保険課長及び同職にあった者、(3)社会保険事務局総務課長又は同職(例えば、主幹、課長補佐)にあった者、(4)社会保険事務所長(社会保険事務室長)又は同職にあった者、である。

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室国民年金推進員
による国民年金保険料の横領事案について

1. 概要

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室国民年金推進員が、平成19年4月27日から30日にかけて、国民年金被保険者10名から収納した国民年金保険料計122,790円を、国庫に払い込みすることなく横領し、うち122,000円を自己の借金の返済に費消した。

7月30日(月)、鳥取社会保険事務局長より鳥取警察署長に対し告発状を提出。

2. 行為者

国民年金推進員(非常勤職員)

3. 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成19年4月27日から30日にかけて、戸別訪問により国民年金被保険者10名から収納した国民年金保険料計122,790円を、国庫に払い込みすることなくそのまま横領したものである。

5月1日、活動報告のため行為者が事務室に出勤する予定であったが、出勤しなかったため、鳥取事務室職員が行為者の妻に連絡し、普段行為者が業務で使用している鞆を事務室に持参させ、その内容物を検索した結果、銀行の領収印が押印されていない払込書は発見したものの現金を発見できなかった。行為者は、5月1日以降行方不明であったが、5月7日に連絡がとれたことから、担当課長が行為者に事情聴取した結果、横領の事実を認めたものである。

4. 弁済の事実

5月2日、行為者の妻により全額が返済された。

5. 本庁への報告

事案発生後、鳥取社会保険事務局から本庁に対し報告がなされ、5月28日付で本庁に処分協議がなされた。

6. 今後の処分

鳥取社会保険事務局からの処分協議を受け、処分に向けて手続きを行っていたものであるが、近日中に懲戒審査委員会を開催し、速やかに処分を行う予定。

【照会先】

鳥取社会保険事務局

総務課長 山本

課長補佐 森山

(直通) 0857-39-1171

平成19年9月27日

鳥取社会保険事務局

職員の処分について

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室において、以下の非違行為が生じたことにつきまして、さる9月21日（金）公表させていただいたところですが、今般、非違行為者に対して懲戒処分を行うとともに、その監督職員に対して懲戒処分に準ずる処分を行いました。

お客様に大変ご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げますとともに、懲戒処分等の内容と再発防止策等について、以下のとおりお知らせいたします。

1 処分日

平成19年9月27日（木）

2 処分等の内訳

(1) 行為者

ア 被処分者及び処分量定

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室 国民年金推進員
倉見 武廣 （59歳） 「免職」

イ 該当条文

国家公務員法第82条第1項各号

(2) 監督者

被処分者及び処分量定

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室国民年金業務課長	厳重注意
鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室次長	厳重注意
鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室長	厳重注意
鳥取社会保険事務局長年金課長	厳重注意
鳥取社会保険事務局次長	厳重注意
鳥取社会保険事務局長	厳重注意

3 事案の概要

行為者は、本年4月27日から30日にかけて国民年金被保険者10名から領収した国民年金保険料計122,790円を、5月1日、歳入金として国庫への納付を行わずそのまま横領し、うち122,000円を自己の借金の返済に費消した。

4 再発防止について

(1) 鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室における対策

- ア 全職員を対象として、職員研修を実施し職員の公金に対する倫理観の向上を図り、類似の事故再発防止を図った。
- イ 国民年金推進員を含めた全収入官吏について、歳入金の払込遅延が生じないよう徹底を図るとともに、生じた場合は理由書・顛末書を徴取し、理由の把握を行うとともに再発防止を図る。

(2) 鳥取社会保険事務局における対策

- ア 同様の事故を他の事務所において発生させないため、他事務所へ事故内容及び発生防止に係る連絡をし、注意喚起を図った。
- イ 平成19年5月9日に開催した局内幹部会、5月11日に開催した所長会議のそれぞれにおいて事故内容を説明し、注意喚起を図った。
また、所長会議終了後、局長を講師とした倫理研修を実施した。
- ウ 鳥取社会保険事務局及び県下3事務所における全職員を対象として、各所属において倫理研修を5月に開催し、公金に対する倫理観の向上を図り、再発防止の徹底を図った。